

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	山武市

## 山武市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山武市産業振興部農政課  
所在地 山武市殿台 296  
電話番号 0475(80)1211  
FAX番号 0475(82)2107  
メールアドレス nosei@city.sammu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ、カルガモ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、キョン
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	山武市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	豆類、野菜	692千円 0.9ha
ドバト		— —
ムクドリ		— —
ヒヨドリ		— —
キジ		— —
カルガモ		— —
イノシシ	稲、豆類、野菜	888千円 1.6ha
ハクビシン	稲、豆類、野菜	975千円 1.4ha
アライグマ	豆類、野菜	905千円 1.5ha
アナグマ		— —
タヌキ		— —
キョン		— —

(2) 被害の傾向

<p><u>カラス・ドバト・カルガモ・キジ・ムクドリ・ヒヨドリ</u></p> <p>5・6月の生育期(水稻・ソラマメ・未成熟トウモロコシ)や、夏場の収穫期(水稻・野菜全般・落花生等)に特に被害がある。被害区域は市内全域に及ぶ。</p> <p>なお、ドバト、カルガモ、キジ、ムクドリ、ヒヨドリは農作物被害が確認されているが、被害金額は計上されていない。</p> <p><u>イノシシ</u></p> <p>5・6月のソラマメ・未成熟トウモロコシや、8月・9月の落花生・栗・芋類等に特に被害があり、近頃は水稻への被害も出始めている。また、野菜は通年被害があり、特に山間部で被害が多い。なお、これまで出没しなかった、地域での目撃情報(沿岸部等)が寄せられるようになった。</p> <p><u>ハクビシン・アライグマ・アナグマ・タヌキ・キョン</u></p> <p>5・6月のソラマメ・未成熟トウモロコシや、8月～10月の落花生、無花果、ぶどう、すいか等に被害があり、特にアライグマによる被害が増加傾向にある。被害区域は市内全域に及ぶ。</p> <p>なお、アナグマとタヌキは農作物被害が確認されているが、被害金額は計</p>
--

上されていない。

また、キョンについては、目撃情報があるものの、具体的な被害は報告されていない。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
カラス	692千円	0.9ha	619千円	0.83ha
ドバト	—	—	0	0
ムクドリ	—	—	0	0
ヒヨドリ	—	—	0	0
キジ	—	—	0	0
カルガモ	—	—	0	0
イノシシ	888千円	1.6ha	790千円	1.48ha
ハクビシン	975千円	1.4ha	900千円	1.30ha
アライグマ	905千円	1.5ha	816千円	0.89ha
アナグマ	—	—	0	0
タヌキ	—	—	0	0
キョン	—	—	0	0

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>鉄砲、わなによる捕獲を山武市有害鳥獣駆除隊の協力により実施してきた。</p> <p>わな等を市で購入し、わなによる捕獲を強化してきた。</p> <p>（捕獲機材の整備状況）</p> <p>令和2年度 大型箱わな 7基                   小型箱わな 16基</p> <p>令和3年度 大型箱わな 4基                   小型箱わな 16基</p> <p>令和4年度 大型箱わな 7基                   小型箱わな 15基</p>	<p>捕獲従事者の高齢化が進んでおり、今後の担い手確保が課題である。新規就農者等の若い世代を捕獲従事者として確保していくことが必要となっている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>農家個人での電気柵設置に対しては補助事業を実施する。（管理は個人）</p> <p>（補助金事業の交付件数）</p> <p>令和2年度 補助件数 69件</p>	<p>今後、被害地域や被害が拡大するなど被害状況により、地区単位での設置を検討する。</p>

令和3年度	補助件数	50件
令和4年度	補助件数	65件

(5) 今後の取組方針

捕獲による有害鳥獣の個体数の削減に取り組む。  
 捕獲については、市で購入したわなを捕獲従事者に配布する。  
 林縁部の緩衝帯整備や農作物残渣除去などの生息環境管理を推進する。  
 農家が自ら農地を守る、という住民意識向上を図る。  
 具体的な被害報告は無いものの、キョンの目撃情報が増えていることから、山武市有害鳥獣駆除隊と情報を共有し、捕獲や対策に取り組む。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山武市有害鳥獣駆除隊の市内各支部捕獲隊による、捕獲・追払い活動を実施するとともに、より多くのわな捕獲等を実施できるように、狩猟免許所持者の増加を目指す。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～ 令和8年度	カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ、カルガモ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、キヨン	捕獲用わなを市で購入し、捕獲従事者に配布して捕獲強化を図る。 農業者等に対しても狩猟免許の取得を推進し、担い手の育成確保を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方  
 過去の捕獲実績、各区長や被害多発地域からの出没状況の聞き取り等から被害状況を把握し、計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
カラス	300羽	300羽	300羽
ドバト	100羽	100羽	100羽
ムクドリ	50羽	50羽	50羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
キジ	30羽	30羽	30羽

カルガモ	30羽	30羽	30羽
イノシシ	170頭	170頭	170頭
タヌキ	130頭	130頭	130頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
アライグマ	500頭	500頭	500頭
アナグマ	20頭	20頭	20頭
キョン	20頭	20頭	20頭

捕獲等の取組内容
<p>イノシシや小型獣については、被害の多い、又は実際被害のあった農地やその周辺に、くくりわなや箱わなを重点的に設置し、捕獲強化を図り、山武市全域において、わなによる捕獲を通年実施する。</p> <p>鳥類については、被害作物が多品目のため、生育期や収穫期を考慮した期間内において、実際被害のあった農地やその周辺で猟銃による駆除を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和6年度～令和8年度
イノシシ	被害状況を見ながら随時検討する。

(2) その他被害防止に関する取組

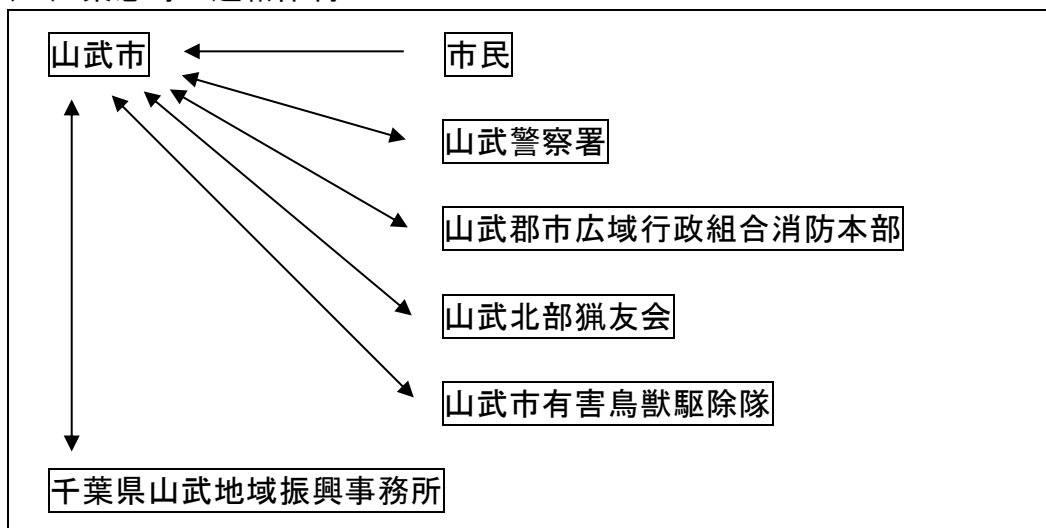
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度～令和8年度	カラス、ドバト、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ、カルガモ、イノシシ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、アナグマ、キョン	<p>林縁部の緩衝帯整備や農作物残さの除去などの生息環境管理を推進する。</p> <p>地域住民が主体的に被害防止対策を行えるよう研修や講習会、広報等により被害防止対策の周知を図る。</p>

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
山武警察署	地域の安全を確保するために情報の提供、収集
山武郡市広域行政組合消防本部	生命、身体被害に対する処置
山武北部猟友会	捕獲や追払い、捕獲等に関する指導・助言
山武市有害鳥獣駆除隊	捕獲や追払い、被害防止策の共有
千葉県山武地域振興事務所	捕獲等に関する指導・助言
山武市	関係機関との連携・調整

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の処理については、原則として埋却・焼却とする。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲数は増加しているものの、食品としての利用を推進するには捕獲数が少ないため、食品利用は困難である。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	山武市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
山武北部猟友会	被害防止の対策支援、鳥獣捕獲の指導
山武市有害鳥獣駆除隊	被害防止対策の実施
鳥獣保護管理員	被害防止の対策支援、鳥獣捕獲の指導
山武市農業委員会	情報の提供・収集
山武郡市農業協同組合	情報の提供・収集
わかしお農業共済組合	情報の提供・収集
山武市	被害防止の対策支援
千葉県山武農業事務所	情報の提供・収集

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県山武農業事務所	被害防止対策に関する情報の提供
千葉県山武地域振興事務所	捕獲の許可、指導、助言、情報の提供・収集

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今般の有害鳥獣による農作物への被害状況を鑑み、令和3年度に有害鳥獣駆除隊を設置した。

市内全域での有害鳥獣駆除個体数の増加を目指す。

なお、有害鳥獣駆除隊を鳥獣特措法に基づく鳥獣被害対策実施隊への位置付けにするかどうか、近隣市町の設置状況を見て、判断をする。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲従事者数増加のため、新規就農者へのわな免許取得を促進する。

専門家による捕獲技術指導等により、効果的な捕獲や被害防止を図る。

個人単位から集落単位への被害防止対策の転換を目指し、農業者団体への働きかけを進める。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町・千葉県や関係機関と情報交換を行い、連携を図る。